

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 3 0 年 5 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 5 回定例総会議事録

署名委員 肥後 安美

署名委員 濱手 薫

奄美市農業委員会第5回定例総会議事録

1. 招集日時 平成30年5月25日(金) 午前9時00分～

2. 招集場所 市役所4階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	大山美智子
2	西盛満	10	中棚昭三十
3	山下優子	11	肥後安美
4	柴清安	12	濱手薫
5	福島吉宏	13	土浜良二
6	前田孝徳	14	中村秀明
7	松崎文好	15	吉卓男
8	野崎清志	16	平井孝宜

4. 欠席委員 なし

5. 議事に参与した者

事務局長 用稲工巳 事務局次長 池秀平

笠利分室長 丸田宗八郎

住用分室長 原俊三

6. 報告事項

- ・6月定例総会日程について
- ・農地パトロールについて

7. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第27号 非農地の認定についての決定について

議案第28号 農業振興整備計画変更申請に伴う意見について
(除外)

議案第29号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の
決定について

議案第30号 住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の
決定について

議案第31号 笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の
決定について

議案第32号 名瀬地域農用地利用集積計画（中間管理機構）の
決定について

議案第33号 笠利地域農用地利用集積計画（中間管理機構）の
決定について

協議事項

(4) その他

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。これから、平成30年第5回定例総会を開会いたします。</p> <p>(欠席委員はなし)</p> <p>それでは、議事日程に入ります。</p> <p>日程第1</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>本総会の会議録署名委員に11番 肥後 安美 委員と12番 濱手 薫 委員の2名を指名いたします。</p> <p>日程第2</p> <p>会期の決定を議題といたします。</p> <p>本日の総会は、日程通知のとおり議案第25号から議案第33号までの9件を予定いたしております。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本総会の日程は、1日と決定いたしました。</p> <p>本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは直ちに議案等の審議に入ります。</p> <p>日程第3</p> <p>議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、本案には会長の調査報告案件が1件含まれておりますので、NO.16以外の9件を先に審議します。その後、議長を交代して議事を進めたいと思います。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>2ページのNo.12につきましては、贈与による所有権の移転でございます。4</p>

ページにありますように受人は果樹類を約40a栽培しており、取得地にも果樹を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

9ページのNo.13につきましては、売買による所有権の移転でございます。取得後は野菜類を植栽する予定で14ページには営農計画書も添付されております。

17ページのNo.14につきましては、贈与による所有権の移転でございます。譲受人は、新規で今回親子での贈与になりますが、20ページにありますように果樹類を栽培していく予定で、将来は面積拡大に伴い、大型防除機械の導入も考えており、23ページに営農計画書も添付されております。

27ページのNo.15につきましては、売買による所有権の移転でございます。譲受人は新規で、取得地には野菜類を植栽する予定で32ページには営農計画書も添付されております。

36ページのNo.16につきましては、贈与による所有権の移転でございます。譲受人は、現在果樹を栽培しており取得地にも果樹を栽培する予定で規模拡大のためと判断いたします。

45ページのNo.17につきましては、贈与による所有権の移転でございます。この案件は、前回の総会で保留になり、再度精査しまして提出されております。46ページに所在地が添付されておりますが4筆となります。取得後は、娘さんとサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

57ページのNo.18につきましては、売買による所有権の移転でございます。譲受人は畜産経営をされ大規模農家でございます。59ページにもありますように取得地には牧草地として利用し、面積拡大に伴うためと判断いたします。

67ページのNo.19につきましては、贈与による所有権の移転でございます。新規の農家で69ページにありますように、取得後は笠利地区において、果樹類を栽培するためとなっております。72ページには営農計画書も添付されております。

77ページのNo.20につきましては、売買による所有権の移転でございます。譲受人は畜産経営をされ大規模農家でございます。79ページにもありますように取得地には牧草地として利用し、面積拡大に伴うためと判断いたします。

84ページのNo.21につきましては、贈与による所有権の移転でございます。この案件は、前回の総会では、所有権移転の内容が交換で申請が提出されておりましたが、交換する土地の確認ができないため保留になっておりました。この案件についても再度精査して提出されており、取得後は、観葉植物や野菜を栽培する予定で規模拡大のためと判断いたします。

以上10件でございます。

農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えられます。

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p>
2 番	<p>(西委員)</p> <p>議案第32号農地法第3条の規定による許可申請のNo.12の譲渡人について調査報告をいたします。</p> <p>5月22日6時頃譲受人の自宅の方で聞き取りをしました。譲受人はサラリーマンを辞めて2年間農業をしています。平松町に住まれ、笠利町に土地が有り、笠利まで通いながら年間200日程度農業をしています。</p> <p>後継者は息子さんがおられ、将来農業をしてくれると思われます。</p> <p>マンゴー・パッション・スモモ・タンカンを栽培していく予定です。</p> <p>農機具は耕耘機1台と草刈り機1台、チェーンソーを1台所有しています。</p> <p>申請地には日当たりを考えて何を植えるか考えていきたいと言う事です。</p> <p>地番・面積・対価等も申請書のとおり間違いのないことです。</p> <p>第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。</p>
事務局	<p>(丸田笠利分室長)</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請No.12の渡人について調査報告をいたします。</p> <p>5月24日の2時に渡し人に連絡しましたところ、甥の譲受人に贈与したいという確認が取れましたので報告します。</p>
1 3 番	<p>(土浜委員)</p> <p>農地法第3条の規定によるNo.12について調査報告いたします。</p> <p>土地について、5月22日午後3時頃現地を見に行きました。</p> <p>資料の7ページをご覧ください。申請地は用安集落の外れにあり、現在は木が生い茂り小さな森のようになっています。周辺の農地は牧草と野菜畑でした。6ページにも手書きで書いてあるように周りは親戚の畑だそうです。チェーンソーを使用したりしないと畑にはできないそうです。土地については以上です。</p>
1 2 番	<p>(濱手委員)</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請No.13について調査報告をいたします。</p> <p>譲渡人に5月21日午前6時に許可を受ける畑の前で話を伺いました。譲渡人が仕事に出かける前に話を伺うことから早い時間になりました。記載については間違いのないとの事でした。</p> <p>次に譲渡される土地の件ですが、1区画1000㎡の内の535㎡約半分の面積ですが、農道側の奥の方で入り口がなく2m位の木が伸びて、道路側の半分の売買されない分も同じくススキが伸びている状態でした。</p> <p>今回売買される畑の546番、売買されない545番の畑の右側は工場の倉庫が有り、左側の554番の畑は整地された畑です。そこには枝豆が植え付けられています。</p> <p>譲渡人の話では、この畑は譲受人のお父さんの畑で、ここから今回売買され</p>

る畑への出入りはできると言う事でした。

一方譲受人とは5月21日午前9時頃電話して、農機具も確かめたいと話しましたら、浦上の倉庫に保管されているとの事で、その倉庫で会うことにしました。午前11時に話すことができました。今回譲り受ける畑は枝豆を植え付け生産するとの事でした。この畑以外にも2haの畑で枝豆を生産出荷するとの事でした。内地の業者から枝豆を大量に生産してくれるよう要望が有り、これに答えるためだという事でした。2haの内訳は156ページにあります。脱葉機は宮古島の農家から中古として購入したそうです。色々話を聞く中で農業に対する相当な意欲を感じました。

2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりであります。以上報告を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

16番

(平井委員)

農地法第3条の規定によるNo.14について調査報告をいたします。

5月22日午後1時15分譲渡人、譲受人お二人と直接お会いしてお話を伺いました。二人は親子関係です。

この土地ですが、譲渡人が入職して約30年が経つとの事です。しかしその時代、他の仕事も有り作物の栽培は行っていませんという事でした。

7年前にタンカンを植栽したそうですが、今回は植栽した土地について贈与するとの事でした。

譲受人は現在4Hクラブ、果樹部会、奄美柑橘クラブにも所属しており農業技術の向上を図るため、農業関係者との連携も十分行っております。また23ページにありますように、営農計画書のとおり今後収穫量の向上を見込んでおります。その他農作業へ常時従事する事や耕作地への距離、農機具設備等も整っていることから問題ないと考えられます。土地の所在及び権利の設定等に係る記載内容には間違いのないとの事でした。

次に土地についての報告をいたします。24ページからになります。

5月22日話し合いをした後、午後2時頃から譲渡人立ち会いのもと現地を確認いたしました。場所は本茶近くの山の上になります。現在は7年前に植栽されたタンカンが約290本、2年前に植栽された津之輝が100本栽培されております。防風樹なども整備され園地は計画密植栽培で、今後増収が見込める栽培を行っております。

農地法第3条の調査につきましては、2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますので報告いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

3番

(山下委員)

議案第25号の農地法第3条の規定による許可申請のNo.15について受人の調査報告をいたします。

5月19日金曜日午後2時に受人、受人のご主人、山下推進員、私の計4名で申請地にて直接お会いしてお話を聞くことができました。龍郷町戸口に2反の原野を所有していて、果樹や野菜の栽培をしていましたが、不動産屋さんよりこの辺り一帯を別荘地として開発したいため売ってほしいとの話があったとの事です。海の近くで果樹や野菜の栽培に適していない事から、龍郷の土地を売ることにしたそうです。代替りの農地を探していたところ知人の兄の農地を紹介してもらったため、龍郷の土地を売った資金で小湊に農地を購入したいとの事です。自営で仕事をされていましたが現在は仕事を辞め

て時間もありますので、夫婦で農作業をしたいとの事です。後継者には37歳の次男が同居されているとの事です。その他農作業への従事することや、耕作地への距離からにしても問題ないと思います。

農地法第3条の調査につきましては、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりであります。

続いて土地の報告をいたします。34ページをご覧ください。申請地は小湊集落、名瀬勝集落、前勝集落のちょうど真ん中辺りになります。現地はススキが2mほど伸びて荒れている状態ですが、境界線には千年木がきれいに植えてありますので、ススキを刈り取ればすぐ利用できると思います。取得後は龍郷町にあるビワやタンカンの苗を移植して、果樹や野菜を栽培したいとの事です。報告は以上です。

事務局 (用稲局長)

農地法第3条の規定による許可申請、譲渡人について報告します。

現在、譲渡人は沖縄の方にお住まいでございます。譲渡人が高齢であるため、同居しています息子さんに、5月24日電話にて申請内容の確認を行いました。許可を受ける土地につきましては、譲渡人の妹さんが、現在西仲勝に住まわれており、譲受人はその妹さんを通して沖縄の譲渡人と交渉され、3条許可申請に至ったそうです。

申請地の地番・面積・対価等においては申請書のとおりでございますので、委員会の皆様のご審議をよろしく申し上げますとのことでございました。

10番 (中棚委員)

議案25号農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号17番の譲受人について報告します。

5月22日午後4時30分頃に、譲受人本人宅にて丸田推進委員と私とで訪問し話を色々伺い書類の確認をしました。前回4月の定例総会で保留になった案件であります。書類の中身についてはほぼ変わりはない等と話を伺い、今回から非農地分を分けて申請したとの話をお聞きしました。

非農地申請分の控えも今回は持っておられ本人の意思も確認ができました。また、農業に対する意欲や色々お話を伺い今回も申請書のとおりでありますので、皆さんによりしくお願いしますとの事です。

農地法第3条の調査につきましては、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますので報告します。

事務局 (丸田笠利分室長)

農地法第3条の規定によるNo.17の許可申請について譲渡人の調査報告をいたします。

前回保留になった土地について、5月17日木曜日に農業委員と推進委員で申請地の確認を行いました。

福岡在住の譲渡人に再度確認したところ、申請内容のとおりですのでよろしく申し上げますと言う事でした。

10番 (中棚委員)

土地について報告します。4月にも話はしましたが、場所については赤木名平へ向かう集落の後ろの途中にあります。周辺には実際サトウキビが植え

られています。今回の土地の確認については5月17日に笠利地区の農地パトロールの中に入れてもらい、農業委員や推進委員の皆さんに現地を確認してもらいました。場所については52ページと53ページに字図、55・56ページに位置図があります。皆さん確認してください。この3筆については現在すぐ耕作可能な土地でありました。この土地に果樹やサトウキビを植えたいという本人の意思でありました。またもう1筆の土地については非農地になっており重機を入れないと畑にならないと思いますが、本人のやる気があると思いますので皆さんの審議をよろしくお願いします。以上です。

9番

(大山委員)

57ページをお開き下さい。議案第25号農地法第3条の規定によるNo.18について調査報告をいたします

5月23日午後1時40分に譲受人より申請内容及び現地確認をいたしました。申請地は2筆でございます。受人は生産牛を飼っております。大規模農家で牧草を植えているとのことでした。

所有権移転でございます。第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますので報告をいたします。

事務局

(丸田笠利分室長)

農地法第3条の規定によるNo.18の許可申請でございますが、5月8日16時42分に譲渡人に電話をいたしました。譲渡人は現在東京都にお住まいの高齢の女性であり、ご本人に確認したところ今後、奄美に戻る意思もなく畑を処分したいとの事でした。そこでこの売買の許可申請が提出されていますので5月の定例会に諮って大丈夫ですかと尋ねましたら、よろしく願いますという事ですのでご審議のほどよろしく願います。

7番

(松崎委員)

議案25号No.19農地法第3条の規定による許可申請についての譲受人の聞き取り調査報告をいたします。

5月21日月曜午前8時に受人と、母、母方の祖父と3人で同居しておる、祖父の家で聞き取り調査をしました。

4月15日 日曜、譲渡人から15時40分頃電話があり土地の件で話があるから自宅の方へ来てくれるよう依頼がありました。

譲渡人から自分は高齢であるため農業ができない状態ですので、申請した土地は孫へ贈与しますから、マンゴーやタンカンを耕作してくれと譲渡人からの贈与の言葉でした。

譲受人は農業大学を卒業し学んだことを軸に、地域の農家の皆さんと意思を交わしながら、農業に専念し頑張ろうと思っておりますので、申請書のとおり間違いございませんので委員の皆様方のご審議方をよろしく願いますとの事でした。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますので報告をいたします。よろしく願います。

15番

(吉委員)

農地法第3条のNO.19について調査報告をいたします。

5月の22日の午前10時頃に譲渡人と合いに行きましたが、本人が大阪で、手術入院をしていると言う事で渡し人の次男の方に対応してもらいまし

た。申請書に出ている3筆の申請書の内容については間違いないと確認を頂きました。渡し人は現在も農業をやっていますが、高齢のために、現在農業に取り組んでいる孫に譲りたいという事だそうです。

土地につきまして説明をいたします。74ページの申請の土地510番の1の土地は単棟ハウス1棟、2連棟ハウスが1棟建っておりまして、中にマンゴーが35本ほど栽培されていました。また、509番にはタンカンが植えてありましたが、管理はあまり良くなって荒れておりました。申請地は集落の裏に当たりまして道路に面した農地で、マンゴー栽培は笠利町時代から一番長く栽培されている場所だと思います。

農地法第3条の調査、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますので報告をいたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

7番 (松崎委員)

土地の件で一言だけお願いします。

66ページに、下の方に申請地がありますが、私は本人と土地の確認に行きましたけれども、全くどこであるのか分からないような状態でありますので、もう一度確認をして非農地にするのか考えていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

11番 (肥後委員)

議案25号No.19農地法第3条の規定による許可申請No.20について申請がありました受け手と土地について調査いたしましたので報告をいたします。

5月23日午後3時頃受け手宅を訪問しましたが、留守のようでありましたので申請があった3件の土地について先に調査いたしました。

82・83ページを参考にしてください。申請地は宇宿地区内のいずれも土地改良の済んだ土地です。耕作をしていました両親も亡くなり971番・962番はいずれも荒れ果てて、特に971番は建ててあった作業小屋も潰れて雑木が繁っておりまして。パトロール中に気になった土地の一つですが耕作者が出てきて良かったと思っております。

1471番はサトウキビが植え付けてあり手入れもされておりました。

翌24日午前7時30分、受人が仕事に出られる前にと思い受人宅へ伺いました。受人は現在86頭の和牛を飼育しており笠利町内でも有数な和牛生産農家です。渡し人の両親が亡くなり本人も鹿児島へ転居するので買って下さいとの相談があったので、採草地用に買うことになりましたとの事です。

土地を再生するのに経費がかかるので、土地代は安くしてもらったとの事でした。1471番は作付けをしている人との話し合いで今期の収穫後に引き渡すことで合意をしており、申請には間違いがないのでよろしく申し上げますとの事でした。

したがいまして農地法第3条の調査、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますので報告をいたします。以上です。

事務局	<p>(丸田笠利分室長)</p> <p>農地法第3条の規定によるNo.20の許可申請でございますが、5月10日金曜日、昼の3時頃に渡人に連絡がとれ売買の件で話ことができました。</p> <p>3筆の3255㎡を売ることも本人と確認済みです。</p> <p>本人は今年4月に鹿児島に子供たちと一緒にいき、今後奄美に帰る意思もないのでよろしく願いますという事でした。以上です。</p>
13番	<p>(土浜委員)</p> <p>農地法第3条の規定によるNo.21について調査報告をいたします。</p> <p>受人について、5月22日午後2時受人の奥さんから自宅で話を伺いました。今まで野菜を栽培していたのですが、これからは観葉植物の手入れなどをして頑張っていきたいとの事でした。</p> <p>渡し人について5月22日午後2時20分頃、渡し人の自宅で直接会い話を聞くことができました。土地の所在及び権利の設定等に係る記載内容に間違いのないとの事でした。</p> <p>土地については、5月22日午後2時40分頃現地を見に行きました。申請地は集落の山手の方に有り資料は89ページです。現在は観葉植物が植えられていました。周辺農地はサトウキビや野菜が植えられていました。</p> <p>第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますので報告をいたします。以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>それではこれから本案に対する質疑に入ります。</p> <p>NO.16については後ほど調査報告・審議になります。</p> <p>NO.12から質疑に入ります。質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>それではNO.13について質疑はございませんか</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>お聞きしますけど、枝豆を作るという事ですが、今現在も作っているという説明でしたよね。</p>
12番	<p>(濱手委員)</p> <p>これから売買する隣の畑には植え付けています。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>枝豆の状況が分かればと思い質問でした。よろしいです。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>他に質疑ございませんか。</p>

	<p>(「なし」の声あり)</p> <p>NO. 14の質疑に入ります。質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>NO. 15の質疑に入ります。質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>NO. 17の質疑に入ります。質疑はございませんか。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>一寸聞きますけど、この受人がサトウキビを作るという事でよろしいですかね、貸すのですか。</p>
10番	<p>(中棚委員)</p> <p>本人に話を伺ったら、シルバーとか使って取り敢えずは作りたいと、息子が帰ってくるが、その後は息子にさせるなり、人に貸すなりしますと本人はものすごくやる気があります。高齢であってもやる気はあります。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>営農計画が出ていますから今回から農業をやるわけですよ。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>よろしいですか。他にございませんか</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>NO. 18の質疑に入ります。質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>NO. 19の質疑に入ります。質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>NO. 20の質疑に入ります。質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>NO. 21の質疑に入ります。質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p>

議案第25号のうちのNO.12・13・14・15とNO.17・18・19・20・21については、当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。

よって、議案第25号 農地法第3条の規定によるNO.12・13・14・15とNO.17・18・19・20・21は許可することに決定いたしました。ここで私の調査報告がありますので松崎会長代理と交代して議事を進めたいと思います。3条NO.16と5条申請の中に2件ありますので、5条申請まで松崎会長代理に議長をお願いしたいと思います。

(議長交代)

議長

(松崎会長代理)

それでは、先ほど第3条の議案に会長が関わっておりました関係でNo.16が残っておりますので担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

1番

(前山委員)

農地法第3条のNO.16の案件について報告いたします。
5月20日日曜日に譲受人宅に訪問しましたが、あいにく留守で奥さんがおられまして、譲受人は住用の方に行かれていますという事から、電話を入れたところ不在で、その日の夕方譲受人から私の方へ電話がありまして聞き取り調査をしました。
申請については贈与となっていますけど、平成8年頃に買い取った所ですが、色々な事情がありまして今まで所有権移転が出来ずに至ったという事でございました。申請地には色々な種類の果樹を植えて栽培したいと言う事で、1208㎡内の1065㎡ですが、残りの分につきましては5条申請で出てきますのでそのとき報告したいと思います。この申請のとおり間違いありませんという事でよろしく申し上げますという事でございました。以上でございます。

事務局

(原分室長)

農地法第3条の規定によるNO.16の譲渡人について説明します。
譲渡人は鹿児島で居住しており、5月17日午後2時40分頃に電話したところ、譲渡人は現在入院されており、同居しております長男へ申請の内容を問い合わせた結果、現在土地を使用している譲受人は平成8年頃に譲渡人のご主人が譲受人に売り渡しただけで売買しており、現在まで登記名義人を変更しないままの状態であるとの事でした。申請どおり間違いがありませんのでご審議のほどよろしく申し上げますという事です。以上です。

5番

(福島委員)

農地法第3条の規定によるNO.16の土地について報告いたします。
43ページをお開き頂きたいと思いますが、申請地の左の方に国道58号線が記載されていますが、上部の方が名瀬の方です。国道を通るときに坂の方から見下ろすとログハウスの近くの土地であります。

この土地について5月21日月曜日、午後2時30分頃に現地に伺いましたところ、本人が丁度農作業の最中で畑におられました。畑の周囲は防風林が植栽されており手入れも行き届き、畑の中には約35種類から40種類の、野菜や果樹が色々栽培されていました。

土地については事務局からも説明がありましたが、新和瀬トンネルが計画されて工事が始まった頃に、譲受人の土地はバイパス用地で手放す事となり、近辺の土地を探し今回の申請地を買い取り、そのまま登記をせずにいたそうです。今回贈与による所有権移転という事になったそうであります。色々登記について苦労したという事も話しされまして、今回登記の大切さを痛感したという話などもございました。本地区については地積調査も行われておりまして、隣接地との境界もはっきりしており何ら問題はないものと思われれます。農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

1 番 (前山委員)

あと1点だけ付け加えますが、申請書とハンコの字が違っているのですが、本人に聞きましたら以前から使っているという事でもございましたので報告します。

議 長 (松崎会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。
外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第25号農地法第3条の規定による許可申請No.16については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第4

議案第26号農地法第5条の規定による許可申請についての審議といたしますが、本案には会長の調査報告案件が含まれておりますので、引き続き議事を進めたいと思います。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局 (用稲局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

92ページのNo.8につきましては、一般住宅建設に伴う所有権移転申請でございます。

申請地は大熊町住宅地の中の農地で、周りを住宅に囲まれており土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

101ページのNo.9につきましては、一般住宅建設に伴う所有権移転申請でございます。

	<p>申請地は先ほどの、3条申請のNo.16に関係しますが、すでに住宅が建っており110ページに始末書も提出されております。申請地は住用の和瀬地内にある農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>111ページのNo.10につきましては、一般住宅建設に伴う所有権移転申請でございます。</p> <p>申請地は大熊町住宅地の中の農地で、周りを住宅に囲まれており土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>以上3件でございます。</p>
議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人、土地の順に報告をお願いします。</p>
16番	<p>(平井委員)</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請のNo.8について調査報告いたします。5月24日18時30分受人にお電話にてお話を伺いすることが出来ました。本来であれば直接伺いするところですが連絡がなかなかつかず、お電話でお話をすることになりました。受人は現在28歳で会社員として努めております。受人は現在民間の住宅に住まわれていますが、希望する住宅が見つかり、今回住宅建設が目的で申請したようです。許可後に着工し、今年中に建設予定との事でした。土地の所在及び、権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないとの事でした。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>農地法第5条の規定によるNo.8の許可申請の譲渡人について報告します。譲渡人は93ページに内訳がございますが、広島県・龍郷町・埼玉県となっております。3名とも兄弟です。今回の申請は3名の方の父が名瀬に住まわれており、申請書類については父親に委任されているため、5月22日午前9時、電話にて確認を行いました。申請地の内容については申請書のとりでございますので、委員会の皆様のご審議をよろしくをお願いしますとのことでございます。</p>
12番	<p>(濱手委員)</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請についてNo.8の土地に関する調査報告をいたします。</p> <p>5月20日午後2時40分頃、現地を確認して参りました。大熊地区の区画整備事業が行われた中で、宅地になっているところで現在、短い雑草が生えている程度で事前着工なども行われておらず問題はないと思います。以上報告いたします。</p>
1番	<p>(前山委員)</p> <p>5条申請No.9について受人について報告いたします。</p>

	<p>受人は先ほど3条申請で出てました、残りの分の143㎡ですが、休憩所、作業所、倉庫等を建てるという事でこれは先ほど3条申請で報告されましたように平成8年に買い取ったという事で、その後に分ならず建築してしまい始末書も添付されております。以上でございます。審議の方をよろしくお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(原住用分室長)</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請No.9の譲渡人について説明いたします。</p> <p>農地法第3条でも説明したとおり、譲渡人は鹿児島にて居住しており電話にて5月17日午後2時40分頃に電話したところ、譲渡人は現在入院されており、同居しております長男へ申請地の問い合わせの結果、現在土地を使用している譲受人は平成8年頃に譲渡人のご主人が譲受人に売り渡しただけで売買しており、現在まで登記名義人を変更しないままの状態であるとの事でした。</p> <p>申請どおり間違いがありませんのでご審議のほどよろしくお願ひしますという事です。以上です。</p>
<p>5番</p>	<p>(福島委員)</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請書No.9の土地について報告をいたします。</p> <p>先ほど農地法第3条の許可申請書の土地の一部でございます。すでにこの土地については、住宅が建てられておりまして本人からの始末書等も提出されていますので、本人も十分に反省しておりますという事でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>1番</p>	<p>(前山委員)</p> <p>5条申請No.10の受人について報告いたします。</p> <p>5月23日の夕方に電話で確認しました。譲受人の住所を探して行ったところその番地は空き地になっておりましたので、どこにお住まいか分からなかった事から電話で確認いたしましたら、その隣の居酒屋の2階に住んでいると言う事でございましたが、申請書のとおり大熊の土地で、面積・対価に間違いありませんのでよろしくお願ひしますという事でしたが、申請書に職業欄が空白になっていますが病院の療法士をしているという事です。以上でありますのでよろしくお願ひします。</p>
<p>12番</p>	<p>(濱手委員)</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請書No.10についての調査報告をいたします。譲渡人に5月21日午後1時に直接、今回譲渡される土地のところで待ち合わせ話を聞く事が出来ました。この書面に記載されているとおり売却することに間違いのないとの事でした。本人はこの土地を売却して大熊より静かな場所で土地を求めたいとの事でした。土地については大熊区画整理事業が行われ区画内の一部です。短い雑草は生えている程度です。事前着工等なく問題は無いと思ひます。以上報告終わります</p>
<p>議長</p>	<p>(松崎会長代理)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。</p> <p>No.8について質疑はございませんか。</p>

	<p>(「なし」の声あり)</p> <p>No. 9 についてご質疑はございませんか。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>一寸お聞きします。この後農振が出てきますが、この土地の農振は大丈夫ですか。</p>
事務局	<p>(用稲事務局長)</p> <p>この土地は農振地域から外れています。</p>
議長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>他にございませんか</p> <p>ないようですのでNo. 10 についてご質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第26号農地法第5条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり許可意見と認めることにご異議ございませんか</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第26号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認め、これを許可することに決定いたしました。</p> <p>それでは議長を交代します。</p> <p>(議長交代)</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>日程第5</p> <p>議案第27号 非農地の認定についてを議題といたします。事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(用稲事務局長)</p> <p>(議案の朗読及び説明)</p> <p>第27号 非農地の認定について、119ページをお開き下さい。</p> <p>No.3 につきましては、昭和30年頃から休耕放棄しており、農地として利用出来ないための申請でございます。</p> <p>申請地は知名瀬の中央部分に位置し、県道より海側に100mほど入った場所で、現在更地の状態でございます。</p>

123 ページNo.4 につきましては、平成13年頃から休耕放棄しており、農地として利用出来ないための申請でございます。

申請地は大熊町住宅地の中の農地で、周りを住宅に囲まれており土地区画整理事業の施行に係る区域内であります。

128 ページNo.5 につきましては、4月の総会におきまして、3条申請の中に、本件の土地もあり、農地としての再確認が必要と言う事で保留になった案件の土地でございます。再度、現場を精査しまして提出されております。11筆でございます。

以上3件でございます。

現地については、担当調査委員の報告があると思いますのでよろしく願いいたします。

2 番

(西委員)

非農地証明願いNo.3、5月23日水曜日、池次長と私と願出人3名で申請地を確認しました。申請地は10年前に鹿児島県の業者に貸していましたが、資材置き場として利用していましたが、道路と土地に差があるため土砂を埋めたそうです。そのとき農業委員会の許可が必要だという事を分からなくて許可をもらわなかったそうです。その後業者が倒産し現状復帰が出来ず、砂利が敷かれた状態になっているという事です。この申請地は住宅地に囲まれており、農薬を使った農業は出来ないと思います。現状は更地の状態のままです。以上です。

事務局

(用稲事務局長)

非農地申請No.4について調査報告します。

5月22日午前9時、願出人が東京都にお住まいなので電話にて申請内容の確認を行いました。願出人は将来ご主人と島に帰ってきて、申請地を利用したいと思っておりましたが、8年前にご主人が他界されてしまわれて、島に帰る予定がなくなったので手放したい意向もあり、またこの土地については今後、「家を建てる」と不動産事務所から聞いているとの事です。以上になります。

16 番

(平井委員)

土地について報告します。5月21日の午後1時30分に現地を確認いたしました。場所は和光町のネリヤクリニックの裏側になります。土地の現況ですが写真にもあるようにきれいに整備されている状態であります。また、写真の看板からもおわかりのように駐車場として利用されているものと思われれます。以上で報告終わります。

事務局

(丸田笠利分室長)

128 ページをお開き下さい。土地の表示で奄美市笠利町大字中金久に11筆でございます。願出人に電話にて連絡いたしましたら、本人は島に帰る事はありませんと言われ、よろしく願いしますとの事でした。また農業委員と推進委員で土地も確認いたしました。報告終わります。

10番	<p>(中棚委員)</p> <p>議案第27号の非農地についてのNo.5の土地について報告します。これは4月の定例総会で3条申請の中にありました案件ですが、今回非農地として今月出されております。5月17日に笠利地区の農地パトロールの中に入れてもらい農業委員と推進員一緒に現地の確認をしました。現況は原野化され畑に入ることは無理な状況でした。報告終わります。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。 非農地申請の案件です。質疑はございませんか。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>一寸聞きたいですけど、No.3・4についてですが、こうして資材置き場とか駐車場にして、農地に戻すべきだと思うのですが、そのままになったから、今度は非農地にしましょうかと言うのはどうかと思います。5条申請であれば分かるのですが、それで住宅街の中だからということもあるし、そしてたみんな非農地でいいのではないかという考えになりませんか。はたして非農地判断が適しているのか。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これは非常に難しい案件ですね、判断には難しいところですが、ただいまの調査委員の報告を聞くと、以前に農業委員会を通さず、現状に戻さず逃げてしまって、そのままになってしまったという事でしたけど、以前にも合併前の名瀬の農業委員会時代は、このように都市計画区域内の土地であっても平坦地の所は非農地として認められませんでした。計画があれば4条5条申請して、非農地では認めていませんでした。</p>
15番	<p>(吉井委員)</p> <p>これを認めたら5条申請する必要はないじゃないですか。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>非農地にしたらすべて非農地にして5条申請も4条申請もいらなくなりますね。</p>
7番	<p>(松崎委員)</p> <p>以前にも笠利町でもこういうのがあって、草も生えている木も生えている所がありましたけど、ここは非農地として認められずに、現在はサトウキビ植えたり、また用安の方では、きれいに整地して駐車場作ったり、だから非農地ではなくて用途を持って申請するのは別ですけど、写真を見た限りでは我々が見るのも、パワーショベルで天地返しすると何でも植えられるのではないかなと思うぐらいですので、やはりこれもこういう事をする、また次々出てくると思われますが。いかがなものですかね。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>外にご意見ございませんか。 非農地にするには、目的地まで行く道が無いとか、木が生えて入れないとなれば非農地申請もいいかと思いますが、道路からすぐ入れて重機の入れや</p>

	<p>すい所を非農地にするとすべて非農地として認め無ければいけないという事になります。皆さんの考えを一つにした方が良いと思います。 この申請地について今後使う用途とかあれば聞かれてないですか。</p>
事務局	<p>(池次長) 農業委員会には時下来ておりませんが、土地利用について農林振興課に相談があったようですので、そのときの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(用稲局長) この土地に関しては、某企業の会長がコンテナを利用した野菜の水耕栽培をしたいと申し出があり、農林振興課と現地に出向き今後の計画等を聞きました。将来的には4基のコンテナによる水耕栽培をしたいと意欲を持っておられており、今回の申請と関連するものと思われます。</p>
事務局	<p>(池次長) 非農地の考え方ですが、会長が言われたように山林化し人が入れない、農地にするには無理だというのが非農地ではないかと、たださっき言われた目的があって何かやりたいという目的があればそれに準じた手続きの方法があるますから、そのような手続きで進めた方がいいかなと事務局の見解であります。この件は今回の総会で委員さんの中で審議を図るものですからご意見の方よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>(前山会長) この件は確定ではないけれど、将来的に住宅を建てる、水耕栽培を行う予定であれば、確定した時点で5条申請を出してもらおうと、そのような形が良いと思いますが、皆さんから意見はないですか。</p>
12番	<p>(濱手委員) 皆さんが話しますように、町の中で道路からすぐ入れそうな所を認めたら、なし崩しに段々そのようなところは放置して非農地申請という考えが出て来るのではないかと思います。線引きが出来ませんので集落や町の中に現状が宅地化している場所の申請があったら原則として非農地としては認めない、5条申請が出てきたら考えた方が良いでしょうと思います</p>
議長	<p>(前山会長) よろしいですか、他にはございませんか。 では、No.3・4について他にございませんか</p>
事務局	<p>(池次長) No.4についてもゆくゆくは住宅にするという調査時の説明ですけど、平成29年に1件似たような案件がありました。非農地ではありませんが5条申請でした。和光町で資材置き場として利用する形で申請がありました。この案件は進捗状況を提出しなければならないのですが、5条・4条にしても申請者が資材置き場の申請をしたら進捗状況報告をするようになっていますが、中々出してこなかったものですから、資材置き場として利用しているかと問い合わせたら、形として物を置いたような写真をとって来ました。不思議だなと思っていたら、案の定そこにもう家を作るような段取りをして擁壁</p>

も作っていましたので、すぐ電話して事の経緯を聞いたら非農地にしたら当然地目は変わると、もう農地から離れる訳ですよ。物を建てたら宅地になる、そういう事でやってしまった事で後々から始末書を出せば事は終わりだ、という形で思っている方もいるわけですよ、後で聞いたらそう言う考え方を課せられて、そう言うやり方を行ったという事でした。

同じように非農地のNo.4についても、農地でまだ使えるのに非農地にした後から住宅にするという考え方をやってしまったら濱手委員が言われたように、何でも有り々になってしまい、先行き不安だなというのがあります。

議長

(前山会長)

農地法は農地を守るための法律ですので、第2・第3種農地は逆に早く認めて非農地をなくす方がいいかも分かりませんが、このような事例を認めると農地から外れると何をしてもいいという事になります。将来に予定があればその時点で4条なり5条申請を出してもらおうという事が望ましいと思います。皆さんのご意見を踏まえまして、この案件のNo.3、No.4については5条申請が望ましいという事で、不許可という事でよろしいでしょうか。

(「異議なし」)の声あり

No.5の土地につきまして、質疑ございませんか。

推進員

(福推進委員)

5月17日に笠利地区で現地も見ましたが、現場に入ることが出来ないうらい藪になっていますので、認めてもいいと思います。

議長

(前山会長)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第27号非農地の認定について、No.3・4については不許可とし、No.5については認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号非農地の認定については、審議の結果No.3・4については不許可とし、No.5についてはこれを認めることに決定いたしました。

日程第6

議案第28号 奄美農業振興地域整備計画の変更(除外)について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

農林振興課	<p>(農林振興課 勇主査)</p> <p>今回の除外の計画変更の鏡につきましては、申出者と土地利用者が異なって申請が出ております。利用目的につきましては申請書に記載のとおり喫茶点を経営したい、当地でカフェを営業したいという事で除外申請が出ております。土地につきましては笠利町和野で面積が382㎡となっております。図面等もつけておりますけれども、建物が33㎡通路・駐車場等土地利用の様態は図面のとおり計画を立てているようです。この農振除外につきましては、大きな考え方で皆さんの理解を得たいところがありまして、農振地域全体の中で、特に笠利地区につきましては県道から海側は農振農用地が無い形に計画上はなっているのですが、この申請地は県道から海手側にあります。この経緯までは聞き取り調査出来なかったもので、以前は県道がかなり海側にありまして、ループをして空港の手前に出てくる形になっていたもので、そこまで農振であったらと、ところが県道が山手側に新設されたために計画上の除外漏れがあったのかなと平成21年には、合併した整備計画、そのときには新設されていたのでたぶん、漏れがあったのではないかと考えています。こういうケースは笠利だけではなく散見されてきて、完結して出てきた場合は農振農用地として変わりませんので、許可申請をして皆様のご意見を聞いて判断するしかないと思うのですが、ただ考え方としては全体計画変更があるタイミングで、ここはおかしいのではないかなれば、大きく計画を変更して小字なりを農振地域ではなくする、という考え方もありますので、そのタイミングが今年度から準備を始めまして、31年度に計画の変更を予定しております。こういう案件がある際には、また皆さんそういうケースがありましたら教えていただいて、今後の全体計画変更に反映させたいと思いますので、我々の方に情報提供をいただければと思います。今回の案件に限り、この小字だけが農振農用地として一部残っているような絵図上の状況だと見受けました。また、土地利用についても県の植栽が植わっている歩道と隣接しておりますけど、その辺りの県との協議もすでに始めているということで利用許可は出来ていると一利用者からは聞いております。以上です。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>農林振興課からの説明がありました。これから質疑に入りたいと思います。ご質疑ございませんか。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>私も農振を担当したことあるのですよ。空港が出来たときにあの一帯を外しています。残っているのが不思議なわけですけど、そうすると向かいに駐車場がありますが、そこも入っていることになりますよね、けどそこは除外しないで非農地した経緯もあります。もう一つ先の方に、和野方の集落に行ったら喫茶点が右側にあり、その向かいにもありますけど、元職員の畑ですがその場所を3条申請したら不許可で、その後5条申請の事務所で許可されました。その時も農振は全然掛かってなかったのですが、もしかしたら農振に入っていることになると思います。その辺りは空港が出来た時点で全部外したつもりでした。</p>
農林振興課	<p>(勇主査)</p> <p>今、吉委員がおっしゃったのは池田駐車場から少しまだ土地が龍郷寄りの</p>

	<p>造園業されている、結局ですね地図上で見て左の山手側は農振が残っていると考えて間違いないと思います。たまたまその筆が外れていたのか若しくは合併計画を作る聞き取りの際に私の土地は農振から外してくれと強い要望があれば、そういうケースしか考えられないんですが。</p>
15番	<p>(吉委員) 空港が出来て道路作った時に空港の前の道路は外し、道路から下も外したつもりですけど。</p>
農林振興課	<p>(勇主査) 事実としてこの関連ではなくて、以前勉強のためにと言うか農振地域の整備の農振除外を得ずに開発をしていると言う注意をするために、ここのケースを調べたことがありますども、県道から左側は農振、右側は全体的に外されている、ただ事実として今回のケースは残っているという事で計画内にこの筆が残っているとすれば肅々と申請を受け付けてやるしかないと思います。</p>
議長	<p>(前山会長) あくまでも今回の案件は農振除外の案件でして、喫茶点が出来るという事では無くて農振除外が許可になったときには改めて5条申請で上がってくると思われま。</p>
事務局	<p>(池次長) 農振の全体計画の見直しは31年度にするのですか、申請をするのは今年度中にするのか締め切りがあるのかその1点と、もう1つは申請から除外やって更に県に図ると思いますが、承認するまでどれくらいの期間が掛かるのか教えていただければと思います。</p>
農林振興課	<p>(勇主査) まず流れといたしましては、予備調査として今年度から取り掛かろうと思っております、すけども調査としましては1筆1筆ごとのデータが膨大ではありますのでそれを洗うという形と、作業も含めてコンサル業者に発注が出来ないかという事で企画等と協議を始めております。それが通れば外注という形で発注をして、この情報を業者に提供して洗って頂くという事と、図面なども提供してきちんと農振農用地のラインを見ていただくと、先ほど回覧した大きな図面しかありませんので、そういうのも作成いただくという形で考え方としてその中で、全体計画の中の外し漏れ、大きな考え方で外すと思っていたのに外し漏れがあるとか、逆にここは農振でなければいけないのではないとか、言う考え方のところで、お教えを頂きましてその期間は出来れば今年度中であります。何故かと申しますと概ね協議のスタートから広告をして決定をして県に届ける、県からの承認が得られて、概ね1年掛かります。やはりその前提の調べとか意見聴取とか、当然ある程度できあがった物を農業委員会にも図る必要と作業はあると思いますが、その事前の準備については、30年度で取り掛かっておかないと手遅れになると担当としては思っておりますのでご理解ご協力をお願いします。</p>
15番	<p>(吉委員)</p>

	<p>一寸いいですか、先ほど言ったように農振とか一般の方は知らない方が多いのですよね、知らずにいきなりこういう申請をした場合農業委員としてはチェック出来ますか。農振に入っているか、入っていないか。</p>
議長	<p>(前山会長) 農業委員事態は知らないと思いますけど、事務局で番地が入っているか調べればすぐ分かると思います。</p>
15番	<p>(吉委員) 申請する方はそういう事を分からずに、とにかく農業委員会に出しますよね、それが農振に入っているか分からん訳で、申請する方はそのチェックしてない訳ですよ。その資料はこちらには無い訳でしょう。</p>
議長	<p>(前山会長) 農業委員会事務局にあります。ですがこれは事務局が調べないと農業委員さんでは分からないと思います。</p>
15番	<p>(吉委員) そうですね。</p>
事務局	<p>(池次長) たとえば電話とかで、この地域は農振地域ですかと言う問い合わせはあります。実際問い合わせがあって、コンサルタントとか、行政書士さんとかからは調べて下さいと言われ、こっちは口頭で答えますけど、一般の方達は分からないと思います。いきなり自分の畑は農振地域なのに関わらずいきなり家建てたりとか、後の祭りになったりする事が以前はあったと思います。そういうのは地域の方とか地域の農業委員が、各支所に事務局の分室長が居ますので、図面等を提供してもらって農振地域の範囲を聞いた方が良いかも知れませんね。</p>
15番	<p>(吉委員) だからさっき私が聞いたのも、住用の農振入っていませんかと聞いたのはその事です。結局は申請されても地域の方は分からん事だから、私が気になったのは、その向かいの非農地で許可して駐車場になった所です。その向かいが農振地域に入っているという事ですので、この方は農振地区と分かって申請してきたのでしょうか。</p>
農林振興課	<p>(勇主査) 代理人が予備段階で相談に来られました。</p>
11番	<p>(肥後委員) いまあの、飛行場周辺の農振の話が出ていますが、私万屋ですけども、土地改良、畑総するときには飛行場が出来てそこに道路が出来た場合はその道路沿いは、畑総させるけれども農振地域から外してもらえるかという事を、全部の農家からも意見が出たのですよ、農振の場所を調べると県道から山手側にも農振から外れており、道路沿いにも外れている場所があります。そういった農家の方からのその土地の利用についての要望があって、今度、見直し</p>

	<p>があるときは、そういう事は地域の方達と良く相談をされて希望を聞かれて、しっかりとした指定をして頂きたいと思いますのでよろしくお願いします。</p>
15番	<p>(吉委員) 是非見直しをやるときには、農業委員とも相談してもらえませんか、</p>
農林振興課	<p>(勇主査) 是非こちらからもお願いします。</p>
議長	<p>(前山会長) 農振地域の除外の恐れがある所は、番地を調べて確認して下さい。農業委員会で調べることができます。</p>
5番	<p>(福島委員) 135ページの議案第28号の、この下の奄美農業振興地域整備計画とありますがこれは奄美市になるべきであって、奄美農業振興の群島的な農業振興整備計画みたいな感じがするのですが、どうですか。</p>
農林振興課	<p>(勇主査) 福島委員のご指摘はごもっともですが、10年前も美農業振興地域整備計画となっており、これで県との協議等広告、承認を得ていますので、これでいくという形をとらざるを得ません、ご指摘の通り正確には奄美市が正しいのではないかと私は思っております。見直しの際には県に確認してから進めるようにしたいと思います。</p>
議長	<p>(前山会長) 他にこの案件についてご意見ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。 議案第28号 奄美農業振興地域整備計画の変更、除外については、これを認めることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第28号 奄美農業振興地域整備計画の変更、除外については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p>
議長	<p>(前山会長) 日程第7 議案第29号名瀬地域農用地利用集積計画利用権設定の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>

事務局	<p>(用稲局長) (事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(前山会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
15番	<p>(吉委員) 155ページの総括表はおかしくないですか。使用件数に誤りはないですか。</p>
事務局	<p>(用稲事務局長) 1年です。39年から31年の1年に訂正をお願いします。</p>
15番	<p>(吉委員) タンカンですけど1年間という理由はどういうことですか</p>
議長	<p>(前山会長) ここは新規就農者で継続して借りている土地で、何年かして認定農家に認められたら買い取る予定で利用権設定をされている土地と記憶していますが、まだ認定農家への話も聞いていませんので、たぶん購入の見込みが立ったという事で1年に設定していると思います。 枝豆を栽培すると言う事でのもう1件の利用権設定ですが、ここは果樹園として団地造成した場所で作られていませんが、遊休地にならないことでは良いかなと思います。</p> <p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>では質疑を終結します。 お諮りします</p> <p>議案第29号名瀬地域農用地利用集積計画利用権設定の決定については、これを認めることにご異議ございませんか</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、議案第29号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第8 議案第30号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。</p>

事務局	<p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(原分室長) (事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(前山会長) これから本案に対する質疑に入ります。ご質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第30号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第30号住用地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第9 議案第31号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。</p>
事務局	<p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(丸田利分室長) (事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(前山会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第31号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について</p>

は、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第10

議案第32号名瀬地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第32号名瀬地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

議案第32号名瀬地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第11

議案第33号笠利地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第33号笠利地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号笠利地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。
これから協議会へ移します。

議長

(前山会長)

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成30年 5月25日

奄美市農業委員会
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 用稲 工巳